

第 11 回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 11 月 25 日

午後 2 時 00 分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 25 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（17 人） 会長：16 番 興野 礼子 職務代理者：8 番 黒須 明 委員：1 番 大窪 克美、3 番 中村 東、4 番 堀江 恒夫、5 番 川上 恵、6 番 小口 久男、7 番 荒井 喜代子、9 番 奥 畑 智子、10 番 小池 進、11 番 檜山 徳夫、12 番 田澤 稔、13 番 滝 薫、14 番 大森 浩之、15 番 石川 翔平、18 番 大野 悟、19 番 大野 覚文 4. 欠席委員（0 人） 5. 遅参委員（0 人） 6. 早退委員（1 人） 18 番 大野 悟 7. 出席推進委員（5 人） 3 番 檜山 正人、8 番 伊藤 榮三、19 番 山本 幸一、22 番 石岡 幸雄、23 番 黒尾 賢一 8. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について 日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 6 議案第 5 号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第 7 議案第 6 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 10 号）に係る意見聴取について 9. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長（小口）	ただいまから令和 7 年第 11 回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（小口）	出席委員は、17 名中 17 名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ）

議長	議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（小口）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（小口）	< 経過報告を朗読 > < 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（第 8 号）の●●● 4 筆について、解約があった旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 4 番 堀江 恒夫 委員、9 番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1・2、18 番 大野 悟 委員。整理番号 3、7 番 荒井 喜代子 委員。
18 番 大野 悟 委員	11 月 17 日、大森推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 30 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。取得地への通作距離、約 0.8 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 283 a、畑 66 a、計 349 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべ

(18 番 大野 悟 委員)	てを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 17 日、伊藤推進委員、代理人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 40 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台。取得地への通作距離、約 0.3 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 40 a、計 40 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
7 番 荒井 喜代子 委員	11 月 15 日、山本推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約 4 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 2 台（リース）、田植機 2 台（リース）、コンバイン 2 台（リース）。取得地への通作距離、●●●の自宅から約 26.1 km、●●●の義父宅から約 2.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 1,789 a、畑 13 a、計 1,802 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
8 番 伊藤榮三 推進委員	(整理番号 2 について) 問題なくよろしいかと思えます。
19 番 山本幸一 推進委員	(整理番号 3 について) 特に問題ありません。
議長	< 他に意見なし > これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >

議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1、6 番 小口 久男 委員。
6 番 小口 久男 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●。農地区分、農用地区域内農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が宅地・畑、南が道を挟んで宅地・田、北が田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。転用計画、転用事業者は、自宅敷地西側に接している●●●線の拡幅工事に伴い既存納屋の移設を求められており、利便性を考慮して自宅敷地周辺で新たな納屋の建築用地を検討したところ、申請地に建築する計画となり、今回の申請に至った。総事業面積、（1,997 ㎡のうち）485 ㎡。転用面積、（1,997 ㎡のうち）485 ㎡。転用目的、納屋（木造平屋建 69.56 ㎡）。建築面積、69.56 ㎡。出入口、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、栃木県烏山土木事務所作成の用地補償費明細書の写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで。その他（他法令等との関係等）、農業振興地域整備計画に関し用途区分を「農用地」から「農業用施設用地」に変更済。●●●土地改良区に地区除外申請済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
22 番 石岡幸雄 推進委員	今回、拡幅工事のため納屋を壊すということで、新しく納屋を建てます。皆さんもご存じのとおり、●●●さんは今年

(22 番 石岡幸雄 推進委員)	2 回農地を購入しており、これからますますやろうというところですので、よろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 4 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1、10 番 小池 進 委員。
10 番 小池 進 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。変更前転用事業者、有限会社●●● 代表取締役 ●●●。変更後転用事業者（承継者）、●●●。農地区分、第 3 種農地（第二種中高層住居専用地域）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が青地を挟んで宅地、西が畑、南が宅地・雑種地・畑、北が畑・道を挟んで宅地。同意書、なし。隣接農地の一部は申請者所有。当初計画者による事業計画、総事業面積、1,388.79 m ² （うち青地払下げ 87.79 m ² ）。転用許可面積、1,301 m ² 。許可目的、建売住宅。土地造成、1,301 m ² 。建築物、一般住宅 4 棟。変更前の事業計画どおり事業ができない理由、当初、4 棟の一般住宅を建売分譲する計画であり、造成工事完了後、1 棟を建売分譲したが、それから社会のニーズに合わず建売分譲することが困難な情勢となり、建築できずに現在に至る。変更後の転用事業が変更前の事業と比べて同等又はそれ以上の緊急性及び必要性のあることの説明、建築物が一般住宅であり、建築されるものとしては変更前と変わりがなく、承継者は市道拡幅工事に伴う既存住宅の立ち退きを求められている。承継者による変更後事業計画、総事業面積、615.06 m ² （うち雑種地 93.06 m ² ）。転用面積、522 m ² 。転用目的、

(10 番 小池 進 委員)	一般住宅。土地造成、522 m²。建築物、一般住宅 1 棟。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。工事計画、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで。その他、第 3 種農地のため立地基準的には原則許可。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、承認することが適当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	本案件に関しましては、平成 14 年 10 月 17 日付け栃木県指令南農振第 5 -70038 号により農地法第 5 条の規定による許可を受けたものであります。よって、20 年以上前の許可案件ということもあり、当時の許可内容と現況に相違があることから、経緯を含め事務局より補足説明させます。
事務局（中山）	< 議案第 3 号 整理番号 1 の議案書（資料）に沿い、途中経過を含め説明 >
議長	●●●地区担当 15 番 石川 翔平 委員、何かありますか。
15 番 石川 翔平 委員	現地を確認しましたが、特段問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 は、異議等がないようですので、変更申請のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」 は、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 4 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1、6 番 小口 久男 委員。整理番号 2、5 番 川上 恵 委員。整理番号 3、10 番 小池 進 委員。整理番号 4、5 番 川上 恵 委員。
6 番 小口 久男 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 4 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで山林、西が道を挟んで山林、南が雑種地、北が田。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は●●●に本店を有し、運送事業を行っており、近年、受注が増加したことによりトラック車両が増えたことから駐車場を拡張する必要がある、営業所に隣接する申請地を駐車場にする計画をし、整備の上使用していたが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。顛末書あり。総事業面積、4,341 m²。転用面積、854 m²。転用目的、駐車場（トラック車両 8 台分）。その他、フェンス設置済、砂利舗装済。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、該当なし（駐車場として整備済）。事業着工の時期、該当なし。その他（他法令等との関係等）、過去に業務用駐車場を目的とした農地転用の実績あり。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
5 番 川上 恵 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 4 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで原野・畑、北が畑。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、賃借権の設定（20 年間）。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、（3,442 m²のうち）995 m²。転用面積、（3,442 m²のうち）995 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、税抜 8.5 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 171 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 99.18kW、年間発電量約 10 万 6 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 12 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。その他（他法令等との関係等）、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 7 年 4 月 21 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

(5 番 川上 恵 委員)	いたします。
10 番 小池 進 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 4 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●。農地区分、第 3 種農地（第二種中高層住居専用地域）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が青地を挟んで宅地、西が畑、南が宅地・雑種地・畑、北が畑・道を挟んで宅地。同意書、なし。隣接農地の一部は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、令和 2 年に●●●に住宅を新築したが、市道拡幅工事に伴い当該新居の立ち退きを求められ、令和 7 年に解体済みであり、現在、妻、子 2 人と市内の借家で生活している。今回、改めて市内に新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、615.06 ㎡（うち雑種地 93.06 ㎡）。転用面積、522 ㎡。転用目的、一般住宅（木造平屋建 138.70 ㎡）。建築面積、138.70 ㎡。進入路、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 12 月 10 日から令和 8 年 5 月 31 日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済み、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
5 番 川上 恵 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 4 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が宅、北が道を挟んで畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は●●●に本店を有し、農業機械部品等の組立などを行っており、当該工場には大型車両が出入りしているが、申請地は当該工場敷地の一角にあり、大型車両の通行に支障をきたしていること、また、製品等の盗難防止のため当該工場周辺にフェンスを設置して防犯対策を強化する計画をしたところ、フェンスを効率的に設置することが可能となる申請地を取得することができるようになり、申請に至った。総事業面積、1,405 ㎡。転用面積、100 ㎡。転用目的、工場敷地（拡張）。その他、申請地を含む工場敷地南側の市道に沿ってフェンスを設置する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済み、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 < 18 番 大野 悟 委員、退席（議長了知済） > （ 午後 2 時 53 分 ）

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
23 番 黒尾賢一 推進委員	(整理番号 1 について) 特に問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 13 番 滝 薫 委員、何かありますか。
13 番 滝 薫 委員	特にありません。
議長	●●●地区担当 15 番 石川 翔平 委員、何かありますか。
15 番 石川 翔平 委員	現地を確認しましたが、特段問題ありません。
議長	●●●地区担当 9 番 奥畑 智子 委員、何かありますか。
9 番 奥畑 智子 委員	特に問題ないと思います。事業敷地の拡張のためなのでいいと思います。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 4 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 6 議案第 5 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1、12 番 田澤 稔 委員。
12 番 田澤 稔 委員	11 月 18 日に、檜山推進委員、代理人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。願出人、土地は議案第 5 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和 3 年 8 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特段ありません。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 70 年以上。申請地は、70 年以上前に住宅を建築し、同様の利用を続け、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の願出目的、宅地。願出人の●●●さんはご高齢の方で、夫と息子が亡くなっているのです、嫁いだ娘が相続を予定しているそうです。すぐに相続できるように存命のうちに整理しておきたいと、今回の願出に至りました。資料の公図をご覧ください。願出地から右隣の●●●番にかけて母屋があるのですが、代理人によると、●●●番にある部分が元々の住居で、願出地にある部分が増築されたところだそうです。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
3 番 檜山正人 推進委員	田澤委員から報告のあったとおり、認定の要件を満たすので、問題ないと思われます。
議長	これより質疑に入ります。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 5 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、異議等がないようですので、願出のとおり認定することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 6 議案第 5 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
	次に、日程第 7 議案第 6 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 10 号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（大橋）	< 議案第 6 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局（中山）	議案第 6 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 10 号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第 10 号）については、【地域計画区域内】新規 15 件、更新 46 件。農地中間管理権の設定を受ける者 8 名、農地中間管理権の設定をする者 53 名です。【地域計画区域外】新規 1 件。農地中間管理権の設定を受ける者 1 名、農地中間管理権の設定をする者 1 名です。設定面積は、293,415 m ² です。令和 7 年度累計は、826,077 m ² です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和 7 年 12 月 26 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 6 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 10 号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 7 議案第 6 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 10 号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3 時 05 分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 11 月 25 日

議 長

4 番

9 番